

平成 29 年 12 月

「医療従事者の労働時間と働き方に関する調査」への御協力をお願い

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国では過労死等が多発し大きな社会問題となり、「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「karoshi」として知られるようになっております。

そうした中、平成 26 年 11 月に「過労死等防止対策推進法」が施行され、平成 27 年 7 月には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

大綱には、過労死等に関する実態については必ずしも十分に把握されていないことや、過労死等が多く発生しているとの指摘がある「自動車運転従事者」、「教職員」、「IT 産業」、「外食産業」、「医療」について掘り下げた調査研究を行う必要があることが明記されております。厚生労働省では、労働者の勤務実態や、企業の労務管理、商慣行等の現状を把握し、過労死等の要因である過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、平成 27 年度は、全業種の企業、労働者に対してアンケート調査を実施し、平成 28 年度は、「自動車運転従事者」、「外食産業」の企業、労働者に対してアンケート調査を実施しました。

本年度は、「教職員」、「IT 産業」、「医療」の 3 業種・職種について実施することとしており、特に「医療」につきましては、過重労働の防止のための課題等を把握することを目的として、全国の病院と医師・看護職員（無作為抽出された約 4,000 病院、及び各病院の医師・看護職員約 40,000 人）を対象に、みずほ情報総研株式会社に委託してアンケート調査を実施致します。

また、本調査結果は取りまとめの上、平成 30 年 4 月以降に厚生労働省のホームページ上で公表予定です。本調査結果は統計的に処理をいたしますので、労働基準監督署が行う監督指導等に使用されることはなく、また、個人情報外部に特定されるなど貴法人や御回答者様に御迷惑をお掛けすることは一切ございません。

御多用のところ、誠に恐縮ではございますが、昨今の社会的な状況及び本調査の趣旨を御理解いただき、別紙を御一読の上、病院アンケート調査の回答及び医師又は看護職員アンケート調査の配布に、御協力くださいますようよろしくお願い申し上げます

（裏面ご参照）

記

- 1 調査項目 別添調査票のとおり。
- 2 送付期限 平成30年1月24日（水）
- 3 送付先 みずほ情報総研株式会社
※同封の返信用封筒〔切手貼付不要〕を御利用ください。

<本調査票の問合せ先>

みずほ情報総研株式会社（東京都千代田区神田錦町 2-3）

社会政策コンサルティング部

担当：志岐・山崎・小曾根・高橋

TEL：0120-084335（平日 10：00～17：00）

（平成29年12月28日～平成30年1月4日を除く。）

<厚生労働省担当>

厚生労働省労働基準局総務課

過労死等防止対策推進室 仁木

TEL：03-5253-1111（内線：5586）